

台風等非常災害時における授業について

1. 午前7時現在、特別警報・暴風警報・大雨警報・津波警報のいずれかが和歌山市に発令されているとき。
 - * 自宅学習をすること。
 - * クラブ活動も行わないこと。
 - * 警報の発令は、テレビ和歌山の報道等で確認すること。
2. 午前11時現在、上記の警報が解除されているとき。
 - * その日の全授業の用意をして登校すること。13時始業とする。
 - * 警報の解除は、テレビ和歌山のニュース報道等で確認すること。
3. 洪水・高潮・波浪警報等が発令されているとき。
 - * 地域によって状況が異なるので、保護者と相談するなどして、安全の確保に留意して登校すること。登校できないときは、学校へ届けること。
4. 登校後、特別警報・暴風警報・大雨警報・津波警報等が発令されたときは、別途指示する。
5. 午前7時現在、和歌山市に上記1の気象警報等の発令がなく、和歌山市以外の市町村で気象警報等の発令を知り得たとき。
 - * その市町村に在住する生徒は自宅学習すること。
 - 上記以外の市町村に在住する生徒は、安全の確保に留意して登校すること。

台風等非常災害時における定期考査の実施について

1. 午前7時現在、特別警報・暴風警報・大雨警報・津波警報のいずれかが和歌山市に発令されているとき。
 - * 終日自宅学習とする。
 - * その日の考査は考査終了日の次の授業日に実施する。
2. 午前7時現在、和歌山市に上記1の気象警報等の発令がなく、和歌山市以外の市町村で気象警報等の発令を知り得たとき。
 - * その市町村に在住する生徒は自宅学習すること。
 - 上記以外の市町村に在住する生徒は、安全の確保に留意して登校すること。

平成27年5月13日